

東農第1727号
令和7年12月25日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	甲津畠 (甲津畠町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に集落の個人で耕作している。保全管理になっている農地も多く、また、狭隘な農地も多く、大型農機は利用できない状況。米価は下がっているが、そのほかの費用が上がっており、採算が合わない。営農法人立上げの話題も集落内で上がるが、将来の担い手や採算を考えると難しい状況。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に耕作を行い、現在の状況を維持していく。栽培作物についてはより収益性が高いものを検討していくほか、耕作者の高齢化が進む中、より粗放的に生産できる作物についても検討を行い、農地の保全に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集積、集約が難しいため、集落全体で農地を保全していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

権利設定をする際は活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業用水路や農道、獣害対策用電気柵などの維持管理に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

希望者があれば、定着に向けて市、JAと相談しながら取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化、コスト低減が見込める作業があれば、利用について検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策用電気柵等の維持管理に努める。
- ⑦ 農道、水路、畦畔の草刈りなど維持管理に努める。